

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 都市部建築指導課

番号 91

許認可等の内容		高齢者、障害者等円滑に利用できる建築物の容積率の許可
根拠法令及び条項		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条
審 査 基 準	関係条項	建築基準法第52条第14項第1号
	基準 (未設定の場合は その理由)	個票番号21のとおりとする。
	参考事項	平成18年12月15日国土交通省告示第1481号
	設定等年月日	平成24年 4月 1日設定 (年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 60日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成24年 4月 1日設定 (年 月 日最終変更)